

「多文化共生共創チーム」設立協定書

（目的）

第1条 本協定は、大阪市（生野区役所）（以下「甲」という。）及び認定特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと（以下「乙」という。）が、多文化共生に関わる生野区の多種多様な課題に対し可及的速やかな解決策を講じるために公民一体となって取り組み、共生社会の実現及び生野区全体の地域活性化を図ることを目的とする「生野区多文化共生共創プロジェクト」（以下「共創プロジェクト」という。）の実施に向け、多文化共生共創チーム（以下「共創チーム」という。）を共同して設立し、運営に必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 共創チーム規約 | 共創チーム内部組織の業務、参加者の加入その他共創チームの活動に関する詳細を定める規約 |
| (2) 参加者 | 共創チームの目的に賛同し、共創チーム規約に基づき共創チームに参加する個人又は団体 |
| (3) 運営委員会メンバー | 参加者のうち、第4条に規定する運営委員会を構成し、共創チームの運営及び事業統括を担う者 |

（設立）

- 第3条 甲及び乙は、本協定を締結することにより、共創チームを共同して設立する。
- 2 共創チームは、甲及び乙に加えて、別に定める共創チーム規約に規定する手続により加入する参加者をもって構成する。
- 3 参加者の加入は、共創チーム設立後に行うものとし、加入手続その他必要事項は共創チーム規約で定める。
- 4 甲及び乙は、共創チームの内部組織として、意思決定・統括機関及び運営事務局を設置する。

（意思決定・統括機関）

- 第4条 甲及び乙は、共創プロジェクト全体の方向性及びその自走化に向けた財源確保等に関する検討・決定と事業統括を行う意思決定・統括機関として、共創チーム内に運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会の実施する業務等詳細については、共創チーム規約で定める。

（運営事務局）

- 第5条 甲及び乙は、共創チームの運営事務局をいくのコーライズパーク（大阪市生野区桃谷5丁目5-37）に置く。
- 2 乙は、運営事務局として連絡調整、運営事務及び第6条各号に掲げる事業の経理管理、資料保管その他共創チーム運営に必要な業務を担う。

3 運営事務局の実施する業務等詳細については、共創チーム規約で定める。

(事業内容)

第6条 甲及び乙は、共創チームが「共創プロジェクト」として、生野区の多文化共生に関する多種多様な課題に対する解決策となる事業を随時実施することを確認する。ただし、次の各号に掲げる事業については、甲及び乙が公民一体となって、必ず個別事業として具体化のうえ実施を要する。

(1) 外国人住民のための総合的な多言語対応相談窓口の設置・運営

多言語対応により適切な手続きの案内や支援機関への案内ができる専門性を有する、外国人住民を対象とした相談窓口を設置し運営する。

(2) 外国人に関する相談体制の構築

外国人に関する相談体制を設置し、地域住民との共生社会の実現に向けた環境整備を実施する。

(3) 外国人住民が地域社会に参画する仕組みづくり

住民の相互理解を深めるための多文化交流を行うイベントを実施する等、相互理解と協力関係を促進する相互交流の機会・仕組みを拡充する。

(経費の分担)

第7条 甲及び乙は、共創チームの運営事務局の運営及び前条各号に掲げる事業に要する経費は、運営委員会メンバーの分担金（金銭のほか、拠点・設備の提供及び役務提供等を含む。）、補助金その他の収入をもって充てることを確認する。

2 甲が拠出する分担金は、上限額を8,000,000円とし、令和8年度中における運営事務局の設立及び運営、並びに前条各号に掲げる事業に要する費用に限り充当する。

3 甲以外の運営委員会メンバーの分担の具体的内容及び方法等詳細については、共創チーム規約で定める。

4 甲及び乙は、甲が運営事務局の設立及び運営の円滑な遂行を図るために必要であると認めたときは、共創チームが前払い又は概算払いによる分担金の支払いを甲に請求できることを確認する。

5 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に分担金を支払わなければならない。

(分担金の確定)

第8条 甲及び乙は、共創チームが前条第4項の規定による分担金の支払いを受けた場合に、令和8年度事業の終了後速やかに当該分担金を充当した事業実績に係る報告書を作成し、当該事業終了後30日以内に甲へ提出しなければならないことを確認する。

2 甲及び乙は、甲による報告書確認の結果、令和8年度における運営事務局の設立及び運営に要する経費の実績額が8,000,000円に満たない場合には、共創チームがその差額を甲の請求日から30日以内に、甲が交付する納付書により納付しなければならないことを確認する。

- 3 甲及び乙は、本協定を解除した場合において既に甲が分担金を支出している場合、共創チームに対し、本協定の解除までに適正に執行された経費を除き、期日を定めて分担金の不用額の返還を請求できることを確認する。
- 4 甲及び乙は、共創チームが前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に分担金を返還しなければならないことを確認する。

(延滞金及び違約加算金)

- 第 9 条 甲及び乙は、甲が前条の規定により共創チームに分担金の返還を命じた場合において、共創チームがこれを期日までに納付しなかったとき、共創チームは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）で計算した延滞金を納付することを確認する。
- 2 甲及び乙は、甲が前条第 3 項の規定により共創チームに分担金の返還を請求した場合において、共創チームは、その請求に係る分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、民事法定利率で計算した違約加算金を納付することを確認する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

- 第 10 条 甲及び乙は、甲が前条第 1 項の規定により共創チームに延滞金の納付を命じた場合において、返還を請求した分担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によることを確認する。
- 2 甲及び乙は、甲が前条第 2 項の規定により共創チームに違約加算金の納付を命じた場合において、共創チームの納付した金額が返還を請求した分担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた分担金の額に充てることを確認する。

(個人情報等の取扱い)

- 第 11 条 甲及び乙は、個人情報等の取扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及びその他個人情報の保護に関わる全ての関係法令等を遵守し、共創プロジェクトの目的以外には利用、提供せず、個別事業を実施するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を滅失、毀損、改ざん又は第三者に漏洩してはならない。
- 2 前項の規定による守秘義務は、共創チームの活動終了後も存続するものとする。
 - 3 参加者が共創プロジェクトにより取得した個人情報は、各参加者が保有する個人情報と同様に各参加者の責任において厳重に取扱う。

(協定の変更及び解除)

- 第 12 条 甲及び乙は、本協定の全部若しくは一部を変更しようとするときは、協議してこれを行う。

2 甲又は乙のいずれかが本協定を解除する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することとする。

(協定期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないとき、かつ特段の合理的な理由がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(管轄裁判所)

第14条 甲及び乙は、本協定に関する訴訟調停その他の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補則)

第15条 その他本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各々1通を保有する。

令和8年9月25日

甲 大阪市
協定締結担当者 生野区長

乙 認定特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと
協定締結担当者 代表理事